

「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」
に対して寄せられた御意見について

令和 2 年 8 月 28 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
・押捺を廃止して、署名とされることと思われるが、署名ではなく、記名である場合は、訴訟等の際に、証拠能力を疑う面が生じてしまうことから、今後推進される印章の押捺廃止の際には、すべて署名という変更をお願いしたい。 ・押印不要ということは署名でいいということか？それとも、記名だけでいいのか？押印廃止は時代の流れで必要かもしれないが、不正防止はどう考えているのか？	本件については、健康診断個人票等の電子化及び事業者による定期健康診断結果報告書等の電子申請の促進の観点から、健康診断個人票等及び定期健康診断結果報告書等の様式中、医師、歯科医師又は産業医の押印や署名（以下「押印等」という。）を不要とし、記名のみとするものです。 なお、これまで押印等により確認していた事項（※）については労働基準監督署による監督指導等により確認することが可能であると考えています。 （※）押印等により確認していた事項 ・健康診断個人票等の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の押印等により、事業者が医師等による健康診断の実施やその結果に基づく医師等からの意見聴取を実施したことを確認。 ・定期健康診断結果報告書等の産業医の押印等により、事業者が健康診断に係る情報を産業医に提供したことを確認。